

〔長久手町業務評価票：平成19年度業務〕

課係NO・業務NO	□□□□-□□・□□	総合計画	□5節□2項	人 事 管 理
担当課・係名	人事秘書課 人事係 【問合せ・質問等の先（内線番号） 224 番】			

業務の名称	職員の福利厚生に関する事務事業（職員互助会）							
(1) 根拠法令・条例	地方公務員法							
(2) 当該業務量 (延人員規模含む)	総業務量の <u>13</u> % (係の総業務量を100%とする) 職員延人数: <u>122</u> 人・日 (臨時雇用者延人数: <u> </u> 人・日)							
(3) 事業費 (人件費分を除く)	<u>4,670</u> 千円 (平成19年度決算 (細目・細々目の実績から抽出・算定する))							
(4) 補助率 (補助金がある 場合のみ記載)	<u>50.0</u> % (平成19年度実績)							
(5) 業務期間	開始した年度	年度	終了 (予定) 年度	年度				
(6) 業務の概要 (簡潔に箇条書きで記載)								
① 業務目的 (達成目標)	町職員の公務能率の維持増進、健康維持及び元気回復を図る。							
② 業務が対象とする住民 (地域、層)	町職員							
③ 業務の具体的な実施内容・方法 (平成19年度実績)	職員互助会へ福利厚生事業にかかる補助金の交付							
④ 業務の実施結果 (平成19年度実績)	平成17年度から町補助金額を半額に削減し、事務事業の見直しを行い、経費の適正を図った。							
	【業務結果の説明指標】							
		結果の説明指標	17年度	18年度	19年度 実績	20年度 目標	将来目標	
1	職員数 (互助会員数) (人)	381	377	372	375			
2	補助金額 (千円)	2,286	2,262	2,232	2,250			
3	公務負担率 (%)	50.1	50	50	50			
⑤ 業務の成果 (業務目的の達成状況) (平成19年度実績)	事業の簡素化を図り、事業の効率性を高めた。							
	【業務成果の説明指標：基本計画準拠】							
			成果の説明指標	17年度	18年度	19年度 実績	20年度 目標	将来目標
	1	給付事案件数 (祝金、見舞金等) 件	93	97	91	90		
	2	福利厚生事業 (リフレッシュ助成参加率) %	—	83	80	88		
	3	(保養所利用参加率) %	59	—	—	—		
	4	(映画鑑賞等参加率) %	79	—	—	—		
5	(クラブ助成件数) 件	2	2	2	2			

(7) 遂行上の問題点、取組課題（箇条書きで簡潔に記載）

- ・町が直接行うべき福利厚生と、補助金により職員互助会が行う福利厚生事業を継続的に検討し、適正な事務執行を行う必要がある。
- ・現在の町からの補助金は、会員の掛け金に対して1：1だが、近い将来には、1：2とし、最終的には、町からの補助金はなしとする。

(8) 改善実績（過去3年間の実績）

- ・平成17年度から職員一人当たりの補助金を年額12,000円から6,000円に削減した。
- ・平成18年度から職員互助会の対象職員を嘱託職員を除く正規職員、再任用職員に改めた。

(9) 業務の評価（自己診断）

評価基準	評価の視点	五段階評価 (5～1点)
①目的の達成状況	業務目的に対して、どの程度の成果が得られているか。	3点
②コストパフォーマンス	成果を上げるために投入してきた人的資源、財源は、適切であったか。	3点
③業務方法の最適採用	業務の円滑で効率的な実施に採用した方法・手法は業務の目的、取り巻く状況に対応して適切であったか。	3点
④住民の満足・信頼獲得	受益する住民の満足、行政に対する信頼は高められたか。	2点
⑤総合計画との整合	総合計画（基本計画）の方針に対応しているか。	2点
⑥他都市との比較	近隣の都市、類似団体に比べて業務の進み具合はどうか。	3点
		平均 2.7点

(10) 総合評価（課の見解）

①今後の方向 (該当番号に○印)	<ol style="list-style-type: none">1. 前年度と同じく、そのまま継続する。2. 見直して継続（業務の拡大）3. 見直して継続（業務の縮小）④ 見直して継続（方法の改善）5. 見直して継続（他業務と統合）6. 廃止する。7. 休止する。
②評価理由	職員への厚生事業の実施は、職員の心身の健康の維持により、公務能率の向上を図り、もって住民サービスの向上を図ることを目的の1つと考えています。その実施には限られた費用の中で、より充実した事業の実施が必要となりますので、今後も引き続き見直していく必要がある。

(11) 今後の目標・改善方針（具体的かつ簡潔に記載。課の見解を記入すること）

地方法務員法では、職員の福利厚生に関する事業は町が実施することとされており、町職員互助会の事業の中で町が実施すべき活動に対して補助を行っていくことを明確にしていく。